

第四十回国会 衆議院 運輸委員會 會議録 第九号

昭和三十七年二月十六日(金曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

- 委員長 簡牛 九夫君
- 理事 關谷 勝利君 理事 塚原 俊郎君
- 理事 福家 俊一君 理事 山田 彌一君
- 理事 井岡 大治君 理事 久保 三郎君
- 理事 肥田 次郎君
- 伊藤 郷一君 川野 芳滿君
- 木村 俊夫君 佐々木義武君
- 齋原 正一君 竹内 俊吉君
- 西村 英一君 石村 英雄君
- 加藤 勘十君 勝澤 芳雄君
- 島上善五郎君 田中織之進君
- 矢尾喜三郎君 内海 清君

出席政府委員

- 運輸政務次官 有馬 英治君
- 運輸事務官 廣瀬 眞一君
- (大官房長)
- 運輸事務官 辻 章男君
- (海運局長)
- 氣象庁長官 和達 清夫君

委員外の出席者

- 大蔵事務官 宮崎 仁君
- (主計官)
- 大蔵事務官 鈴木 喜治君
- (理財局資金課長)
- 大蔵事務官 堀込 聡夫君
- (理財局地方資金課長)
- 農林事務官 林田修紀夫君
- (水産庁漁政部)
- 運輸事務官 岡田 良一君
- (港灣局参事官)
- 運輸事務官 岡田京四郎君
- (港灣局管理課長)

本日の會議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件

南大東島における高層氣象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

港灣に関する件

港灣運送用荷役機械整備に関する件

簡牛委員長 これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本委員会において設置されております都市交通に関する小委員会において、来たる二十日、火曜日、午前十時三十分、都市交通の緩和及び車両制限等の問題について、東京都公安委員会、トラック協会、日本通運株式会社、東京乗用旅客自動車協会、及び日本PTA全国協議会の各代表の方々を参考人として招致し、意見を聴取したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

簡牛委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、参考人の選定及び手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

簡牛委員長 御異議ございませんの

で、参考人の選定等につきましては、小委員長と協議の上、決定したいと存じます。

簡牛委員長 南大東島における高層氣象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。内海清君。

内海(清)委員 ただいまの南大東島における高層氣象観測に必要な物品の譲与に関する法律の一部を改正する法律案、先日の当委員会におきまして、この改正によって、琉球氣象台が新たに石垣島の高層氣象観測を開始する、それに対するわが国からの資金あるいは器物等の譲与に関する点につきまして、いわゆる新地位協定第八条と今回のこの観測との関係につきまして、私は、いろいろ質疑をいたしたわけでございまして、今日までの御説明でその点をはっきりいたしておりませんので、この際、当局のはっきりした御見解を一つ承りたい。

和達政府委員 お答え申し上げます。

石垣島の高層氣象観測は、日本と琉球の氣象業務のためでありまして、ひいては世界の氣象業務に貢献しようとするものであります。そして日米地位協定第八条に基づいてこれを行なうものではございません。しかしながら、琉球氣象台から氣象庁に入手する氣象

資料は、現在、日本の氣象資料とともに世界の氣象機関に無線通信で発表しております。一方、右と同じ内容のものを日米地位協定によって在日米軍に無線通信で通報しております。従って、石垣島の高層氣象観測が開始された場合には、その資料は、結果的には在日米軍に送られるであろうと考えます。

内海(清)委員 ただいまの御答弁によりますと、本質的には何らこれは関係ない。ただ氣象の観測という立場から、氣象観測はすべて無線において世界各國にこれが交流される。ただ、この協定によって、それを有線で米軍に通告するという点であるようにあります。これは氣象観測の関係上、世界各國に無線で交流されるのでありまして、ただそれが重ねて有線で通報されるということでありまして、この点につきましては、私、この協定との関係で特に米軍に特別な措置による通報その他があるとすれば、非常な問題だと存するのであります。一応本質的にこれは関係ないということ、この際了解いたします。

簡牛委員長 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。井岡大治君。

井岡委員 運輸省の三十七年の一月の資料は、おそらくこの法案の提案理

由を説明された資料であると思えますが、「特定船舶整備公団によるはしけ等の整備について」という資料があります。一方きょう三十七年二月十四日運輸省港灣局の「はしけの今後の需給状況について」という説明の資料が提出されております。この資料と一月に提案をいたしました提案理由との間に、大きな食い違いを来たしておる、こういうふうに考えるわけですか。その二、三点について質問をさせていただきます。

きょうお配りになった「需給状況について」では、昭和三十五年中央のはしけ保有量八十三万トン、昭和四十年中央のはしけ所要量百一十一万トン、差引要増強量二十八万三千方トン、年平均均五・七万トン、そして本年度は二・五万トンの建造を公団において予定をする、残りの分は中小企業金融公庫の融資、港灣管理者による助成、市中銀行借入れ等により建造をはかることを考えている、こういうこととありますが、一方において、提案理由の中には、「市中銀行等の一般金融機関に対する信用力が極めて低く、はしけ等の設備資金の融資を極めて受け難い状況にある。」というように説明をされております。さらに進んで、「開発銀行、中小企業金融公庫のような特殊金融機関による融資についても、これが金融ベースによって行われる限り、前述と同様に信用及び担保力の面で制約がある。また開銀融資の対象と

なるためにはかなりの企業規模を要求されるので、ごく一部の港運業者に限られる。さらに進んで、融資期間の点で、開銀及び中金は三年ないし五年、市中銀行で一年ないし二年であり、港運送業者の経理状況から言って現状ではかかる短期間の償還は極めて困難である。以上の点から、はしけ等はこれでもやらなければならぬ。そうしてこのことについて、はしけ等の増強には公団を利用するはかない、ここまできめつけておるわけなんです。こうして提案理由で説明をされて、われわれに審議を求められた。一方においては市中銀行の借入れをはかる。これはどういふことなんですか。この点について、一つ詳細に説明をしていただきたい、こう思うのです。

○有馬政府委員 詳細なことについては港運局長から御説明すべきでございますが、本日はあいにくかぜで休んでおるものだから、参事官から答弁することを御了承願いたいと思ひます。

○岡田(良)説明員 この三十五年中央というの、あまり熟した言葉ではございませんが、三十五年の六月の数字をとって基準にいたしております。

ただいま御指摘の点であります、初めに配付いたしました資料にもありますように、開銀には全然無理であるということですが、中小企業金融公庫ではある程度の業者は可能性があると表現に書いておるつもりでございますが、もし内容がそういうふうにとれませんように、若干表現が間違つたわけでございますが、初めに配付いたしました資料でも、ただいま御指摘がありましたように、また、開銀融資の対象となるものは「か

なり」の企業規模を要求されるので、ごく一部の港運業者に限られる。とありまして、中小企業の方は、ある程度の規模の業者には可能であるという考え方をとっておるわけでありませう。それで、市中銀行の借入れ等によりまして、やはり若干大きな業者——三井倉庫とか、三菱倉庫とか、住友倉庫とか、日通とか、そういうふうなところには、市中銀行の借入れによりて整備増強をはかりたい。業者によりましていろいろの大小があるものでございまして、大きな業者は市中銀行、それからそれより規模が小さいけれども、ある程度融資を受ける能力のあるところでは中小企業金融公庫、それからなおどういふふうな考え方でやつていきたいというふうな考えております。

○井岡委員 あなたが言われることにはなつておられないんです。港運送事業者は、一に述べたように、ほとんどが中小あるいは零細企業であつて、事業者のうち七割までが資本金五百万円以下だ、こう言つておられる。そうしてこれらは市中銀行の融資の対象にはなり得ない。信用度が非常に低い。しかも償還年限が一年ないし二年だから、とうていこれは不可能だ、こう言つておられる。そうしてそういう理由だから、はしけ等は公団でやるほか仕方がない、こう言つておられる。今のは、何かしら市中銀行、中小企業金融公庫であれば、ものが借りられるように言われている。一方では、これは三年ないし五年だから、これは償還期限がとてだめなんだ。市中銀行では一年、二年だからだめなんだ、こう言つておられる。そうすると、ここに

言う市中銀行の借入れをはかるというのは、大企業だけだ、こういうふうにお考えになつておられるのかどうかというところなんです。あなたの方でこの説明されているのは、おそろくそうじゃないだろうと思う。それならそれで、この特定港運に対して出すときに、中小企業、いわゆる零細企業だけののはしけを作つてやるんだ、こういうふうに説明されるのが親切じゃないかと思うんです。そうでなくて、あなたの方は、これで作る場合といえども、大企業にもやつぱり割り当てていくわけなんです。この割当計画を出して下さい。出していただかない限り、これを上げるわけにいかないですよ、あなたの今の答弁だったら……。一つ計画書を出して下さい。

○岡田(良)説明員 事業者のうち七割までが資本金五百万円以下でございまして、残りの三割には、ただいま申し上げました日通とか、三井倉庫、三菱倉庫というような大きな会社が入つてございまして、現在なお詳細な計画はできておりませんので、これからこの法律が通りますれば、公団の方と相談をして検討したいと思つておりますが、ほかの融資の対象になるようなものは、できるだけ公団の方から省いてやつていきたいという考え方でございまして。

○井岡委員 おそろくあなたの方が計画をされるときに、ただいま申し上げたでございませぬ数字じゃないと思つて、計画書がない、こういうことは、私は受け取れないのです。あなたの方は、計画書を持っておいでになるはずなんです。もしないと言われるんなら、大企業に対しては絶対にやらないということをご説明いたします。

○岡田(良)説明員 全体の数字については、法律を出す前に一応ここでよく検討いたしておりますが、どういふ業者に割り当てるかというところまでは全然考えておりませんので、これから業者の要望を取りまとめて、それによつて検討したいと思ひます。

○井岡委員 要望によつて取りまとめるといふことは、要望の中には大企業も入つておられるということなんです。そうじゃないのですか。要望するのは、中小企業ばかりが要望するのでなく、大企業だって、これだけの条件なら、だれだって要望しますよ。そうしてそういう場合においてあなたの方の考えられることというのは、やはり信用の問題をお考えになるでしょう。あるいは特定の荷役をやる限りにおいて、船舶と直結するということも考へられるでしょう。そうすると、結局は大企業だけということになるのです。大企業には絶対やらない、こういうことをここで言明できますか。

○岡田(良)説明員 法律の条文にも、資金調達の問題なるものというふうにしてございまして、資金調達が困難でないと思へれば、それは割り当てないということになると思ひます。

○井岡委員 それだったら、はしけの増強には公団を利用するほかはないということ、どういふことなんです。これはあなたの方の説明書なんです。大臣が説明された説明書なんです。五万七千トン全体のはしけを確保するために、公団を利用するほかはない

というふうな考へて、この資料を作つたわけでございます。

○井岡委員 一ぺんこれを読みまして以上理由によつておられるので、この理由というものは、全部、前に言つておられることによつて、あなたに言われるようなことになつていないじゃないですか。この理由によつてどうやるのだ、こう書いてある。ごまかしてはいけませんよ。

○有馬政府委員 参事官の答弁が、言葉が足りなかつた点もあるかと思ひますが、運輸省といたしましての初めからの趣旨は、できるだけ中小企業を重点に考へたわけでございます。従いまして、考へ方といたしましては、大企業の方は信用力もあることでありますから、これはできるだけ開銀の方を利用していただくということでございます。結果的に見ますと、どこまでも中小企業だけになつてくると思ひます。

応この質問は終ります。

○簡牛委員長 關谷勝利君。

○關谷委員 いろいろお尋ねしたいこともありますが、このはしけの整備をいたしましたり、機械化設備を充実いたしましたり、あるいは公共事業の關係を充実したりいたしますことは、船込み解消のために当然やるべきことでありまして、その点につきましては、論議は尽くされたと思っておりますが、労務管理と申しまするか、港務労働者の待遇改善、いわゆる福利厚生施設というものを特に考えなければならぬと思ひます。これにつきましても、港務労働者の方におきましても、いろいろ考へて、自主的なものではありまするが、第一種区域ではトンドたり七十銭、第二種で六十銭、第三種で五十銭、これは港務荷役料金の中で計算の基礎にも含めておるものでありまするが、これを徴収をして、各港ごとに積み立てて、それをまた社団法人的なものでありまするが、これを作つて、そうしてそれを全国的な組織にして、重点的に労働者の福利厚生施設をやろう、こういうふうなことになるのであるかとありますが、この点、参事官、よく御承知ですか、どうですか。

○岡田(良)説明員 よく存じております。

○關谷委員 そうすれば、これは港務局においていろいろ行政指導をせられるはずでありまするが、これは各港で集めたものでありまするけれども、必要度の多いところから重点的にやつていって、そして労働者を確保するといふところへ持つていかなければならぬとせんので、その運用といふものが非常に大事なのでありまするが、これにつ

ての行政指導はしておられましようか。どうか。そういうふうな相談にあずかっておりまするかどうか、承つておきたいと思ひます。

○岡田(良)説明員 日本港務福利厚生協会というものを中央に設立いたしました、そこで全国的な面から考へてやつていきたいといふふうにしております。

○關谷委員 この運用にあたりましては、とにかく労働者を確保して、そうして船込みの解消に役立つような方法に指導をしていただきたい、これを強く要望いたしておきます。

それから先般のはしけの、今度でいきまするもの割当でありまするが、これは引き舟が八隻ばかりと、はしけが百十四隻ばかりと聞いておるのでありまするが、今地方の港務が非常にやかましく言うておりまする船込み対策のためには、大体六大港に重点を置くといふこと、私も異存はありませんが、地方港務に一つもないといふことは、ちよつと考へものだと思ひます。大蔵省との話はどういうふうになっておりまするか。大蔵省はそのような実情を知りませんが、六大港が船込みになりますと、地方の港務に分散いたします。従いまして、地方の港務で便利なところは、また船込み状態が起つておるといふような状態でありまして、そういうところにもやはり割り当ててやらなければならぬ。わずかでいいんですから、百十四隻の中から十四隻くらいは、私は具体的に数字を申し上げますが、それくらいはあなたが見たら、港運協会あたりで相談いたしましたらよくわかると思ひますので、どこの港にはどうするといふ具体的なことまで

は申しませんが、せめて十四隻かそこらのものは地方に回していただきたい。これは私の要望であります。

○久保委員 たいだいま提案になっておりまするのははしけ増強の問題に關連して、いろいろ問題はあろうが、はしけ、引き舟は、この制度で幾らか増強になるといふのだが、それからつながらるところの港務荷役の問題の一環である荷役機械の問題等について、少しお尋ねしたいと思ひます。

まず第一にお尋ねしたいのは、荷役機械、特に港務運送事業者の現況からいって、はしけは増強したが、荷役機械がこれに伴わぬといふような実態ではなからうかと思ひますが、荷役機械の現況はどうなのか。これに對して、先般運輸大臣は、この増強についても別途資金あつせん等を考へるというのだが、具体的にどういふあつせんを考へるのか。今提案されておるところの制度は、中小企業でも金融の窓口で遠いものを救済してやろうといふ趣旨だと思ひます。ところが、そういう業態に對して必要であるところの港務荷役機械が、この制度とどうか、同じような制度がない。これはどういふふうに考へているのか。それを率直に参事官から御答弁をいただきたい。

○岡田(良)説明員 荷役機械につきましては、はしけの方は、実はこれは船舶ではありまするが、担保の対象にならないわけでありまして。しかし、荷役機械の方は、今港務業者が希望いたしておりまする荷役機械は、大体自動車

の登録を受ける荷役機械でありまして、フォークリフトとかモビル・クレーンとかいふ荷役機械でありまするで、これは自動車抵当法によつて抵当の対象になりますので、これは一応銀行ベースからいつても、はしけよりは乗りやすいものであると思ひます。中小企業金融公庫なりその他の中小金融対策によつて、できるだけ増強をはかるように今後やつていきたいといふふうに考へております。

○久保委員 なるほど抵当物件としては設定できる。それは法律でできるのですよ。それは私も知つてゐる。それを聞いてゐるのでなくて、抵当物件になるという法律はあるが、現実に抵当としてとつて金を貸してくれる窓口が遠いといふ実態は、御存じかどうかといふことです。なるほど中小企業金融公庫がござりまする。しかし、金融公庫の窓口には彼らはいけるかどうかといふ問題です。今日、それは窓口に行く実態でありましようか、いかがでしょう。

○岡田(良)説明員 実際問題として、従来、港務運送業者といふものが、銀行から常に縁の遠い存在でありまして、銀行に行きまして、なかなか相手にしてくれなかつた。實際上、制度としてはそういう制度がござりまする。なかなか融資を受けられなかつたという例が相当多いようでありまして、昨年の船込み以来、相当世間から認識されましたし、今後ともわれわれとしてできるだけ銀行の方に——中小企業金融公庫なりそれぞれの役所の方に事情を話しまして、今後努力していきたくと思つております。

○久保委員 事情を話して努力していきたくと思つております。

○岡田(良)説明員 一応購入の希望金額をまとめておりまするが、二十五億という大へんな数字が出ておるわけでありまして。実際問題となりまして、個々の業者が一度にこれだけの金を借りることも困難であると思ひますので、これを逐次各港別に実行可能な計画をこ

れから作つて考へていきたいと思つております。

○久保委員 それは業者の希望であつて、政府としてどの程度資金をやるうとするのか。運輸省として、特にどの程度は確保しなければならぬといふか、そういうものがなくて、これから逐次やつてましようか、残念ながら片手落ちではなからうかと私は思ふのですが、どうなんですか。特別な措置を講ずるといふながら、特別な措置の具体的な目標がなければ講じられないと思ひますが、どうなんですか。

○岡田(良)説明員 当面としては大体四十基、四億くらいということ考へております。

○久保委員 そうしますと、これは四十基で四億。先ほどの二十五億の半分がいわゆる政府の指導、援助に待つといふことならば十三億で、十三億のうちのことし四億ということになるといふことになると、三年以上かかる。四年かかりますが、希望といふのはそれで減ることが常識です。そうだとするならば、残念ながら今日の荷役の近代化と

どうか、そういうものには少しおそい
ではないか。なるほど、港灣整備も
いろいろやっております。五カ年計画
もやつとできた。五年というが、二年
目に入るのに、やつと五カ年計画があ
らからできたのでありますが、これも
仕方がないでしょう。それにしても、
港灣整備にしても、先般いろいろ問題
点が出されております。二千五百億で
五カ年間というが、そのワク自体が少
ない。ところが、そのワクが小さい中
でも、前半において本来なら先行投資
すべきところの港灣整備がおくれてい
る。それもやむを得ないとするなら、
せめて港灣荷役の回転を早くするとい
う場合には、当然はしけの増強からつ
ながるところの荷役機械の増備計画
が、もつと先行しなければならぬ。
ところが、これは好意的に見て四年も
かかる。さらにこれを好意的に見なけ
れば、十年かかるかもわからぬとい
うわけです。それではだめなんで、そこ
で私が言いたいのは、新しい制度を作
るなり、今の制度の中で、いわゆる金
融の窓口に入らぬものを助成し、これ
を増強するというのを考えていくべ
きだと思つたのです。先般運輸大臣は、
何とか考えようと思つたのだが、大蔵
省に反対されて、こういう意味でしよ
う、だめだったという。それから開く
ところによれば、われわれ自身は、今
までも、法案にあるところの特定船
舶整備公園であります。この中身を
変えて、この中でやる方が適当だと思
うのです。そうしますというところ、こ
れは船の公園だからだめだ。船の公園
がだめならば、これは海事公園にすれ
ばいいのだ。何の差しかえもないの
です。どうも役人の仕事というが大へ

ん誤弊がありますが、枝葉末節にこだ
わり過ぎて大綱を失う。こういうこと
では前進をしない私は思うのです。
が、政務次官、いかがでしょう。政府
が新しく公園を作ることは考えられま
せんか。
○有馬政府委員 当初の方針といたし
まして、運輸省は、そういつたはしけ
以外のものも含めて何とか中小企業者
に対する金融の便益を与える方法を持
ちたいと思つたのであります。諸般
の關係で思うように参りませんが、諸般
の通りでございます。しかしながら、現実
は仰せの通りでございます。何とかその道
を開かなければならない現状にきてお
ります。従いまして、私どもも、国会
の皆さん方の御意向も十分承つてお
りますので、後年度に向かつて、少なく
とも三十八年度からは、何とか別な新
しい方法を切り開いていかなければな
らないという必要性を感じておりま
す。

○久保委員 必要性を感じておられる
というが、感じておられるのはわれわ
れの方で、感じておられるならばこれを作
るといふのが、政府の責任だと思つた
のであります。くどいようでありませ
んが、一つ御高配をいたただけるなら
思つております。
それから荷役機械の次には倉庫なん
です。今日の、特に六大港における倉
庫の状態はどうなのか。これはいかが
ですか、参事官。

○岡田(良)説明員 現在六大港におき
ましては、倉庫は非常に一ぱいになつ
ておまして、実際これ以上入らない
という程度まで一ぱいになっておるの
が実情であります。
○久保委員 そこでお尋ねしたいの

は、それじゃ倉庫の増備計画とい
うか、これに対しては新たな方策をお持
ちであるかどうか。一ぱいになってお
るといふのが実態であるが、ただそれ
を漫然とながめておるわけでもないであ
らうから、それに対する具体策をお伺
いしたい。
○岡田(良)説明員 倉庫、特に港灣方
面の倉庫は、はしけ業者と違いまし
て、相当大きい業者が多いので、開発
銀行の融資を中心にして増強してい
きたいと考えております。昨年は、船込
み対策をいたしまして、普通の資金の
ほかに、特別の資金を開銀と交渉しま
して倉庫につき込んで、その倉庫もこ
としの三月末にはできると思つてお
り、三十七年度の開銀の予算におい
ても、相当大幅の増加を見込むような
点で交渉中でありませぬ。

○久保委員 現在交渉中のその数字
は、どういふ基礎に立ってやっております
か。
○岡田(良)説明員 六大港で二十二億
ほどの開銀資金を要求しております。
それで四万坪程度のものができると
思つております。
○久保委員 そこで最後にお尋ねした
いは、さてその港灣荷役の労働者の
問題は、これは御存じの通りでありま
して、最近はいくらか平静に戻つたと思
うのであります。船込み当時におけ
る混乱はひどかった。これに対して、
運輸当局はいかに考えておられますか。

○岡田(良)説明員 港灣労働者の点に
つきましては、一つは絶対数が足りな
いという問題があるわけでありませ
んが、これは労働省の方から全面的に協
力を受けて、炭鉱離職者を受け入
れ、その他各方面から労働者を集めて
やつております。
なお、これらの労働者が安定するた
めには住宅の整備が必要でありますの
で、その点も労働省の方でいろいろ配
慮いただきまして、昨年度の補正予算
並びに今年度においても、港灣労働者
専用の住宅を作るようになっておりま
す。なお、その他の面で労働管理を改
善する必要がありますので、昨年の九
月に港灣料金の値上げをいたしました
際に、そのうちの一部分を取りまし
て、先ほど關谷先生からお話がありま
したように、その金を積み立てまし
て、これを労働者の福祉資金として活
用したいというふうに考えておりま
す。
○久保委員 労働対策として、なるほ
ど雇用促進事業団による住宅というこ
とであります。そこでお尋ねしたい
が、三十六年度の追加で緊急対策とし
てやつた促進事業団による住宅の住
宅は、今日どういふ計画で実施をして
おるか。どういふ程度の進捗状況であ
るか。いかがですか。
○岡田(良)説明員 昨年決定いたしま
したときは、九百三十人分の住宅を作
るといふ予定でありましたが、そのう
ち、一人用のものと家族用のものと
割合について、できるだけ家族用のも
のをふやしてほしいという要望が強
かつたので、大阪とか名古屋におきま
しては、一人のものを家族用に振りか
えたりいたしておられます。現在もうす
でに完成をいたしておるところもあり
ますし、まだ土地の關係で若干着工が
おくれおるところもございますが、
少なくとも三月中には全部完成の予定
であります。
○久保委員 労働者の問題でもう一つ

お尋ねしたいのは、この港灣運送事業
法に基づいて切りかえた分があるわけ
で、その際、特に港灣運送事業法を本
委員会が修正というが、まるきり根底
からくつがえすような修正が、与野党
一致してできたわけですか。そのねら
いは幾つかあるものであります。一つに
は、今日あることを予想して、労働対
策というものがまず重点の一つだと思
つておられます。でありますから、切り
かえにあたっては、従来のような前近
代的な労働管理に基づく業者は、大き
くチェックをしてやるべきだと考えて
おる。チェックをするのと同時に、チエ
ックばかりが最大のものではない。もつ
と考えるべき問題は、長期的な雇用安
定の方策を、これは政府も業者も一致
して今日考えなければならぬ時代だ
と思つたのです。単にはしけとか荷役機
械だけでは、港灣運送はうまくいかな
い。そういう点について指導するとい
う考えは、今日持つておられますか。ど
ういふ点からやるか。いかがござい
ますか。

○岡田(良)説明員 免許制に切りかえ
る際にあたりまして、従来の登録基準
を相当大幅に上げた線で免許したいと
いうふうに考えております。それによ
りまして業者の規模も大きくなりませ
ぬので、雇用安定も実施されるのではな
いかと思つた。

○久保委員 質問は終わりますが、最
後に、それに関する政令、それと、さ
らに資料を要求しておきますが、今日
における六大港を中心とした港灣別の
いわゆる倉庫の実態、これは言うまで
もありませんが、庫腹、さらに回転
率、そういうものを出していただきた
い。さらにもう一つは、労働者の各港

は、それじゃ倉庫の増備計画とい
うか、これに対しては新たな方策をお持
ちであるかどうか。一ぱいになってお
るといふのが実態であるが、ただそれ
を漫然とながめておるわけでもないであ
らうから、それに対する具体策をお伺
いしたい。
○岡田(良)説明員 倉庫、特に港灣方
面の倉庫は、はしけ業者と違いまし
て、相当大きい業者が多いので、開発
銀行の融資を中心にして増強してい
きたいと考えております。昨年は、船込
み対策をいたしまして、普通の資金の
ほかに、特別の資金を開銀と交渉しま
して倉庫につき込んで、その倉庫もこ
としの三月末にはできると思つてお
り、三十七年度の開銀の予算におい
ても、相当大幅の増加を見込むような
点で交渉中でありませぬ。

○久保委員 現在交渉中のその数字
は、どういふ基礎に立ってやっております
か。
○岡田(良)説明員 六大港で二十二億
ほどの開銀資金を要求しております。
それで四万坪程度のものができると
思つております。
○久保委員 そこで最後にお尋ねした
いは、さてその港灣荷役の労働者の
問題は、これは御存じの通りでありま
して、最近はいくらか平静に戻つたと思
うのであります。船込み当時におけ
る混乱はひどかった。これに対して、
運輸当局はいかに考えておられますか。

○岡田(良)説明員 港灣労働者の点に
つきましては、一つは絶対数が足りな
いという問題があるわけでありませ
んが、これは労働省の方から全面的に協
力を受けて、炭鉱離職者を受け入
れ、その他各方面から労働者を集めて
やつております。
なお、これらの労働者が安定するた
めには住宅の整備が必要でありますの
で、その点も労働省の方でいろいろ配
慮いただきまして、昨年度の補正予算
並びに今年度においても、港灣労働者
専用の住宅を作るようになっておりま
す。なお、その他の面で労働管理を改
善する必要がありますので、昨年の九
月に港灣料金の値上げをいたしました
際に、そのうちの一部分を取りまし
て、先ほど關谷先生からお話がありま
したように、その金を積み立てまし
て、これを労働者の福祉資金として活
用したいというふうに考えておりま
す。
○久保委員 労働対策として、なるほ
ど雇用促進事業団による住宅というこ
とであります。そこでお尋ねしたい
が、三十六年度の追加で緊急対策とし
てやつた促進事業団による住宅の住
宅は、今日どういふ計画で実施をして
おるか。どういふ程度の進捗状況であ
るか。いかがですか。
○岡田(良)説明員 昨年決定いたしま
したときは、九百三十人分の住宅を作
るといふ予定でありましたが、そのう
ち、一人用のものと家族用のものと
割合について、できるだけ家族用のも
のをふやしてほしいという要望が強
かつたので、大阪とか名古屋におきま
しては、一人のものを家族用に振りか
えたりいたしておられます。現在もうす
でに完成をいたしておるところもあり
ますし、まだ土地の關係で若干着工が
おくれおるところもございますが、
少なくとも三月中には全部完成の予定
であります。
○久保委員 労働者の問題でもう一つ

湾別の実態。それから当然これは業種別にございますから、できるならば業種別に出していただきたい。

以上の資料を要求して、私は終わります。

○簡牛委員長 ほか御質疑ございませんか。

○簡牛委員長 ほかにはないようでございますので、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

○簡牛委員長 これより討論に入りたいと存じますが、別に討論の申し出もありませんので、これにより直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○簡牛委員長 御異議なしと認め、これより採決いたします。

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○簡牛委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○簡牛委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○簡牛委員長 次に、港湾に関する件について調査を行います。

許します。勝澤芳雄君。

○勝澤委員 私は、港湾整備の問題につきまして、特に最近いろいろ問題になっております漁業補償を中心として尋ねたいのですが、何といたしまして、国の公共投資が産業経済の発展に立ちおくれられている状態というのは、各所に見受けられるわけでありまして、特に都市交通の部面におきまして、また、港湾整備その他皆さんの立ちおくれが、いろいろ今日の問題を来たしておるのであります。特に昨年来問題になっております港の船込みの問題につきましては、今もはしけの点について一つの施策が出たわけでありまして、やはり何といたしまして、港全体の問題を解決するために、たとえば貯木場の問題、パースの建設、上屋の問題、倉庫の問題、あるいは荷役施設等、皆さんの問題があるわけでありまして。しかし、こういう問題を取り扱うときに、漁業権の補償という問題が出ておるのであります。この問題につきましては、いろいろと公共投資に伴う補償という問題で、三十六年の九月二十日の行政管理庁から農林大臣にあてた勧告の中にも、この漁業補償の適正化という問題が取り上げられております。三十五年度の会計検査院の決算検査の報告書の中にも、特に電源開発株式会社の新ダム建設に伴う補償についての補償基準について、いろいろと指摘がされておるのであります。

そこで、今日港湾整備のおかれている一つの要因としての漁業補償という立場から考えてみますと、いろいろ問題があるようでありまして、私はいささか

に、今日の漁業補償というものがどういふふうになっていくか、現況についてきょうはお尋ねしたいと思うのであります。

○有馬政府委員 専門的なことでございまして、担当の管理課長から御答弁申し上げます。

○勝澤委員 水産庁の方がいいでしょう。

○林田説明員 漁業権の性格はどういうものかということですが、漁業権と申しましてもいろいろございまして、共同漁業権と区画漁業権と定置漁業権、それに入漁する入漁権というふうに分かれておるわけでございます。それで、漁業の発展段階に応じまして性格は異なっております。ございしますが、大体共同漁業権と申しますのは、昔からその海で漁業を営んでおられた者に対して、権利を漁業権として与えるというように構成されておりました。総有的な権利を共同組合に与えるというものが、共同漁業権でございます。同時に、区画漁業権につきましても、大体その辺の漁民が従来やっておったというものは、協同組合に管理漁業権として与えておりました。前からずっと継続してやっておる権利というふうな形で与えておる次第であります。そのほかに、定置漁業権とかあるいは区画漁業権におきましても、新しい魚類養殖の漁業権、あるいは真珠養殖の漁業権というふうなもの

につきましては、これは新しい漁業といたしまして、経営者に免許するよう漁業権として与えておる次第であります。

そういうふうな、いろいろ種類がございまして、漁業権は、漁業法におきましては、物権としてみなされておりました。土地に関する権利を大体準用しておるわけでございます。ただ、漁業権は、その者に与えられるというふうな性格のものでございまして、その質権のようなものは排除されておりました。あるいは抵当権は排除されな

いことになっておりましたが、附則によりまして、当分の間は排除するといふことになっておる次第でございます。

○勝澤委員 そこで、漁業権というものは与えるということになっておるわけですが、たゞ、港湾の整備をしなければならぬというふうな場合には、この漁業権を許可しておるということになると思っております。一応有権的な、一つの期間を持った形でおるのですが、今はどんなふうになっておるのですか。

○林田説明員 仰せのように、漁業権は、知事が、権利として免許するといふ形をとっております。

○勝澤委員 期間は、

○林田説明員 存続期間でございますか。存続期間は、共同漁業権につきましても五年のことになっておるかと存じます。

○勝澤委員 そうすると、その場合、十年たったときにはどういふことになるのか。継続になるのか。あるいは場合によっては免許取り消しといふことができるのか。

○林田説明員 漁業権の存続期間の間におきましては、もし漁業調整とかあるいは公益上必要がございましたらば、漁業権は取り消し得るようなことにもなっております。もちろん変更することもできるわけでございます。それで、新たに漁業権を免許する場合には、おきましては、仰せのように、十三条によりまして、知事が漁業調整その他公益上必要があると認める場合におきましては、漁業権の免許をしないといふことになっております。

○勝澤委員 この漁業法の十三条の一項四号によりまして、「漁業調整その他公益上必要があると認める場合」には、免許をしない場合があると、こうされておるのですが、たとえば港湾の整備をしなければならぬというふうな場合には、この漁業権というものには免許をしない場合もあるのだ。あるいは期間が切れた、十年たったあとは失効して、それがその港湾整備のために、漁業権というものは消滅させるのだ。こういうことにはなるのですか。

○林田説明員 漁業権の存続期間の間におきましては、もし漁業調整とかあるいは公益上必要がございましたらば、漁業権は取り消し得るようなことにもなっております。もちろん変更することもできるわけでございます。それで、新たに漁業権を免許する場合には、おきましては、仰せのように、十三条によりまして、知事が漁業調整その他公益上必要があると認める場合におきましては、漁業権の免許をしないといふことになっております。

○勝澤委員 存続期間でございますか。存続期間は、共同漁業権につきましても五年のことになっておるかと存じます。

○林田説明員 存続期間は、共同漁業権につきましても五年のことになっておるかと存じます。

○勝澤委員 そうすると、その場合、十年たったときにはどういふことになるのか。継続になるのか。あるいは場合によっては免許取り消しといふことができるのか。

○林田説明員 漁業権の存続期間の間におきましては、もし漁業調整とかあるいは公益上必要がございましたらば、漁業権は取り消し得るようなことにもなっております。もちろん変更することもできるわけでございます。それで、新たに漁業権を免許する場合には、おきましては、仰せのように、十三条によりまして、知事が漁業調整その他公益上必要があると認める場合におきましては、漁業権の免許をしないといふことになっております。

○勝澤委員 存続期間でございますか。存続期間は、共同漁業権につきましても五年のことになっておるかと存じます。

○林田説明員 存続期間は、共同漁業権につきましても五年のことになっておるかと存じます。

○勝澤委員 そうすると、その場合、十年たったときにはどういふことになるのか。継続になるのか。あるいは場合によっては免許取り消しといふことができるのか。

○林田説明員 漁業権の存続期間の間におきましては、もし漁業調整とかあるいは公益上必要がございましたらば、漁業権は取り消し得るようなことにもなっております。もちろん変更することもできるわけでございます。それで、新たに漁業権を免許する場合には、おきましては、仰せのように、十三条によりまして、知事が漁業調整その他公益上必要があると認める場合におきましては、漁業権の免許をしないといふことになっております。

○勝澤委員 そこで、漁業権が存続しているときに取り上げる場合には、漁業補償というものが一つの問題として考えられるわけですが、たとえ十年たつて、そして同時にそこに一つの国の公共的な投資をする、こういう場合における漁業補償という問題は、どういふふうな法律上理解したらよいかあるか。

○林田説明員 十年存続期間が経過いたしましたので、そこで漁業権が一応失効するということになりまして、新たな漁業権を免許するという場合に、そこがどうしても公益上必要があつて漁業権を認めてはいけないという場合におきましては、これは認めないことができるわけでございます。

○勝澤委員 そういう場合における漁業補償というものは、どういふ建前で考えられるのでしょうか。

○林田説明員 法文上は、その場合、漁業補償をしななければいけないというふうなことはないわけでございます。ただ、普通でございましたならば、そこで漁民は生活ができるというわけでございますから、そういう法文にかかわらず、その生活権を奪つてしまふというふうな場合におきましては、契約当事者の間におきまして、そういうことを顧慮して生活保障をする、そういうことはあると存じます。

○勝澤委員 十年という期間を限つてその営業を許可した、それで十年たつた、そしてその与えたものを取り上げるといふことになつて、もう期間が切れたんだから、それで終わりなんだ、こういうときの補償の考え方というものと、それからまだ継続中の漁業権を取り上げるときに考え方と、法律上は

当然おのずから違つてくると思うのですが、それはどうなんですか。

○林田説明員 それは仰せのように、漁業権がある場合におきましては、漁業権としての権利があるわけでありまゝから、その漁業権に対する補償というものが行なわれなければならないことに、法律上もなつておるわけでありまゝです。

○勝澤委員 そこで今度は、法律上はそうなつておるのですが、現実上、漁業補償というものはどういふ形で行なわれているのですか。

○林田説明員 漁業補償につきましては、これこれの金額を補償すべきであるというふうな規定は、実は法律的にはないわけでございます。それで、大體相互因果関係と申しますか、その漁業権を失ふことについての適正な補償を行なうということが筋でございます。そして、それにつきましては、たとえば電源開発促進法というふうな法律におきましては、その内容である程度規定をしておりますし、あるいは公有水面埋立法のようないふ場合におきましては、どういふふうな補償をしていくか、補償の金額については規定をしておりますが、補償のやる方法については、一応規定をしております。要するに、埋め立てその他によりまして漁業権を失効させる方の側から、いろいろな規定が行なわれておるといふ実情でございます。

○勝澤委員 そこで電源開発の方式の方を見てみますと、おおむね十年という期間を考慮に入れて補償方式が立てられておるようでありまして、大体そのうなつておりますか。

○林田説明員 電源開発促進法におき

ましては、平年の漁業収益額を利回りで割りまして、それに〇・八をかけるというふうな方式でやっておりますが、これは算定してみますと、大体十年間の所得を補償するというふうな形になるわけでございます。

○勝澤委員 そこで今度は法律的に漁業法の立場から考えて参りますと、漁業権が存続中のものを取り上げる場合、もう五年たつた、あと五年しか残つていないというところに、この方式を適用すると、十年分の補償をするということに現実になるのですか。しておるのですか。あるいはもう一つの問題としては、十年間たつて漁業権がなくなるのを待つてから工事に着手する。そうすれば、漁業補償の問題はこれは法律的にすよ、法律的にはある程度の補償はしなければならぬけれども、それは電源開発というか、十年もやるといふことは、法律的にはおかしいということになるのですか。そういう点は、どういふふうな法律的理解したらよろしいのでしょうか。

○林田説明員 漁業権が十年たつて失効した場合に補償するということは、法律上は漁業権がないわけでございますから、それは漁業補償ということにはならないわけですが、従つて、十年たつのを待つてどういふふうなことは、これはできるというふうなことを考へられます。ただ、漁業をやつておられますのは、漁業権に基づくものばかりではないわけでございます。そのほかには許可漁業というのがあります。許可漁業にも、大臣許可とか、知事許可とか、いろいろございます。そのほかには、漁業権に基づかなくて、そこで漁業をしておる、まあ自由漁業で

ございするが、そういう漁業もあるわけでございます。それで、やはり海面を埋め立てる場合には、その海面で生活をしておる者は、ある程度長いことやつておるわけですから、従つて、海面を自分たちが使用して漁業をやつておるといふような、相当財産権的な性格を帯びたようなことになるわけでございます。そういうものをやはり奪つてしまふということには、ある程度補償しなければいかぬということも出て参るのじゃないかと思つておる。

○勝澤委員 これは運輸省にお尋ねしたいのですが、最近の港湾を整備する場合における漁業補償というものは、大体どのくらいの額をされておるのですか。きまつた港湾補償額について、二、三の点について御説明願ひたいと思つておる。

○岡田(京)説明員 港湾工事の場合の漁業補償の実例でございますが、これはそれぞれ港によつて、現実にはその個所におきまゝところのいろいろな事情に応じた交渉をやつております。その結果、交渉が妥結して額がきまつるといふふうなことになるのであります。そのために、そこにある漁業権の種類なり、その影響の範囲その他との関連もございまして、実は一がいにどういふことは言えないわけですが、非常に千差万別でございます。平均的なものが特にどうだということはないと思つておる。ただ、最近では、清水の興津の埋頭との関係で、一応漁業補償の交渉がまゝなつておるが、これは金額にいたしまして、全体の金額が約二億一千万ということになっております。その他の協力感謝料というものを加へまして、二億二千万ということになつ

ております。二世帯当たりの例は、いろいろ私の方でも、今申し上げましたように千差万別でございます。必ずしも実情に即した調査をするところまで手元の資料が集まつていないわけでありまゝです。しかし、名古屋港におきまゝ場合は、まだこれは折衝中でございます。まして、幾らになるかわかりませんが、ただ、今度予定しております防波堤の中の分は、全面的にこの際に漁業権を消滅させるというふうな条件のもとに交渉いたしておりますので、一戸も、相当多くなるといふふうな考へておる。

○勝澤委員 どのくらいですか、名古屋は。

○岡田(京)説明員 名古屋はまだ交渉中でございますので、はっきりしたものが……。

○勝澤委員 大体どのくらいですか。大まかでございます。

○岡田(京)説明員 全体で一億七千万程度の数字が、今のところ考へられております。

○勝澤委員 そこで漁政部長、ちよつと漁業法との関係で、漁業補償の問題が、これは法律的にいつてどうしても理解できないのは、たとえば今名古屋の港なんかで七十億程度の補償をしなればならぬということですね。しかし、漁業法の建前から、漁業権が消滅できるという法律上の建前からいいますと、漁業権は切りかえねばならぬ。十年なら十年というふうな……。

そこを見越しながら工事を進めていけば、漁業補償というものは、そんなに大きな金にならないように思つておるのです。法律上は、来年切れる。だから、

であるという事は、仰せの通りであります。従いまして、今まではケイス・パイ・ケースでやっておりますが、やはり勝澤さんのおっしゃる様に、今後は、行政的に一歩を進めて、総合的に考えていかなければならないものであらうと考えるのでございませう。

割当の問題につきましては、従来財政上の前例もありまして、今直ちに半分以上を国が補助するというようなことは、一般の補助原則にも関連して参りますので、この場合、五割以上国がやるという事は、現在のところは妥当でないと考えております。

○勝澤委員 ところで、今政務次官が言われました従来の慣行が、一つの基準になると思つて、やはり補償額そのものは、きめられたものについて、国が全額の補償を適正なものだと認めなければいけないというのが、私は前提だと思つております。その点は、政務次官も御了解されると思つております。

それと、今度は地方に割り当てられた場合、地方では県と市という問題が出てくるわけですが、県が財政的に十分ならば、県が全額見るのがほんとうだと思つて、やはり県が財政的に困難だとか、いや市の方がというようないろいろな問題からいって、この点は、県と市という問題も、また国と地方自治体の負担割合と同じように少し問題になるわけですが。

今度は、住民の感情からいきますと、港ができることはけつこうだし、地域住民から見ますと、大体その補償はどれくらいだろう、そしてどういうことになるだろうというように、住民の生活と密着しておるわけ

です。補償される人の状態は知っておるわけですが、そしてそれは、自分たちの全然関係のないもので補償されると実は思つておるわけですが、それが今度は国が持つた、県が持つた、市が持つた、極端にいうと、市民税の中から漁民の人たちの補償をするということに、上からいきますと、ずつとなるわけですが、そうしますと、その地域住民から見れば、あの港が間接的にはあれなんでしょうけれども、道路の整備とか空港の整備とかいうことから考えてみて、それは国の方の税金が大部分、市民税から、地域の住民から金が出るという事は、ないから、その感情としてはわからないわけですが、建設に向いていくならばと、漁業補償まで含めると、その点が感情的に大へんむずかしい点が出てくるように思つております。そういう点で、やはり地方自治体における負担分も、その中心になる管理職である県が、十分な補償を見るべきだと思つておるわけですが、その点どうですか。

○岡田(京)説明員 国と県との関係につきましては、先ほど政務次官からお答えいたしましたようなことでありますが、一応その上に一言だけ補足させていただきますと、今度の清水の場合でございますと、国の直轄事業として行ないます事業、それからそのほかに埋め立てを県が単独事業として行なうわけでありまして、これは埋頭用地を作るための埋め立てであります。それは県が単独事業でやる。そういうような事業の種類によりまして、それぞれ事業がどれだけ漁業に対する影響を及ぼすかということから、補償の総額もき

まつて参ります。従つて、そういう点を考えまして、やはり国の負担分と県の負担分とをきめるというのが、筋であるわけでありまして、

その次に、清水港の場合は、県が港湾管理者であります。そういう意味からは、港湾管理者の負担ということから申しますと、一応法律的には県と国とだけで持てばいいということになるわけでありまして、しかし、実際問題といたしましてはその港元の市が、いろいろな意味で、この港がでることによって潤うということから、大体どの港の場合でも、相当の協力と申しますか、そういうことをやっておるわけでありまして、そういうことで、工事費につきましても、そういうふうな考え方でも、やはり市が協力するということと、県から市に話をつけるということとで、ないかと思つておるわけ

と国が積極的に港の建設を進めるべきだという考え方があります。しかし、また国だけといつてもいけない。県も見なければいけません。県から見れば、私は国の方がもう少し、全体的な所得増計画の中でも、公共投資を取り上げておるわけでありまして、特に最近のこの船込みの状態からいって、もっと大幅な問題を十分考えて、従来から前進する方向で考えていただきたいと思います。また、漁業補償の問題につきましても、過去の慣例があるでしょうけれども、一ついろいろな特殊な問題を考慮して、もっと国として大幅な考え方をしていたら、そして県と市という問題につきましても、やはりなるべく県にウェイトを置いたものの方をやること、今後は直接の地域住民の感情からいっていいのではないだろうか。今管理課長は、法的にはそれはそうなる。しかし、地元として少しぐらいの援助はしなければならぬだろう、こう言われている。それはそうだろうと思つておる。しかし、そういう点で、一つこの問題につきましても十分御検討を願ひ、今後の問題についても、根本的な問題もぜひこの際一つ理解のいくように、特に漁業法の改正も出ておるわけでありまして、していただきたいということをお願いいたします。あとまだ決議案があるようですから、質問を終わります。

これは質疑の中でも明らかにしておりましたように、そしてさらに運輸省の当初の計画の中にも、岩壁が幾らできて、はしけというものはいよいよ必要になってくる。こういうふうにはしけの必要性を認め、そしてさらに荷役機械というものの必要性が認められております。運輸省の重要政策要綱の中にも、この荷役機械というものが重要な部門として認められておる。これに對しても、予算の中では、当初の五カ年計画の中で四十億一千万円という計画がなされておる。ところが、これが今度の特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案の中に抜けておる。この状態は、まことに重要な一部分が抜けておる。このことを痛感いたします。当局もこの必要性を認め、そして討議の中でもその必要性が論議されておる。状態は、みますと、ちょうど電車を走らすのにはレールとまくら木が必ず必要であるのと同じように、荷役をするためには、はしけと引き舟とそれから荷役機械がなくてはならない。これを考へます。従いまして、そういう意味で、自民党、日本社会党、民主社会党の賛成を得ましたので、それを代表して、次の要望をいたしたいと思います。

○肥田委員 先ほど特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案が、全員の一致で決定をされました。ただ、この論議の中でいろいろと質問が出ておりましたように、荷役機械という関係について、私は提案をしたと思つておるわけ

○岡田委員 この際、港湾運送用荷役機械整備に関する件について発言を求められておりますので、これを許します。肥田次郎君。

八

港湾運送用荷役機械整備に関する件

今後、増大する港湾取扱貨物量に対応して、港湾荷役能力の増強を図るためには、港湾運送用船舶のほか荷役機械の整備を行なうことが、肝要である。

従つて、政府は港湾運送の用に供する荷役機械の増強のため、資金のあつ旋等各般の措置を講ずる外、すみやかに特別な制度を確立すべきである。

右要望する。

以上を提案をいたします。

○簡牛委員長 たいま肥田次郎君より御提案のありました港湾運送用荷役機械整備に関する件を、本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○簡牛委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、本件の取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○簡牛委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

この際、政府当局より発言を求められておりますので、これを許します。有馬政務次官。

○有馬政府委員 運輸省といたしましては、ただいまの要望、決議の趣旨に同感でありまして、今後、この趣旨の実現に努力するつもりでございます。

○簡牛委員長 次回は、来たる二十一日、水曜日、午前十時より委員会を開会することいたします。

なお、理事会は、来たる二十日、火曜日、午前十時より開会することと

し、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十八分散会

〔参照〕

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年二月二十日印刷

昭和三十七年二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局